

## 地方税財源の確保・充実等に関する提言（案）

令和 4 年 7 月 日  
全 国 知 事 会  
(地方税財政常任委員会)

**I 新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策等に係る地方税財政措置**

現在、地域経済と日本経済のあらゆる分野は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）やウクライナ情勢等の過去に例のない危機に見舞われており、コロナ禍で疲弊しきった地域経済が、現下の原油価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている。

このため、原油価格・物価高騰等に対する総合緊急対策において、地方が、地域の実情に応じたきめ細かな生活者支援や事業者支援など、真に生活に困っている方々への支援を強化できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）の拡充等が行われた。

全国知事会としては、国民・政府とともに「国難」を乗り越えるべく、地域の力を結集して国民の命と健康を守りつつ、地域経済を活性化するよう全力を傾けている。今後とも、感染拡大の抑制と社会経済活動の回復に向けて、PCR検査の徹底、医療提供体制の充実、若年層をはじめとするワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けなどに努めるとともに、変異株への対応を含めた感染拡大防止策や医療提供体制の整備はもとより、雇用維持・事業継続や地域経済の回復に、全力で当たる決意である。

政府においては、地方と心をついに、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、地方団体が感染拡大防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括支援交付金」という。）の更なる充実、弾力的な運用などを実施すべきである。

また、引き続き、新型コロナ及び原油価格・物価高騰の影響を注視し、必要な場合には、これまで講じられてきた地方団体の資金繰りへの支援も併せて適切な措置を講じるべきである。

**1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の更なる充実及び弾力的運用等**

地方創生臨時交付金については、全国において、引き続き検査・医療提供体制の確保・強化等の感染対策に加え、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応するきめ細かな生活困窮者対策等を含む地域経済の立て直しなど、地域の実情に応じた幅広い

対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の感染状況や経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。例えば、事業者への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する都道府県負担などの債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担などを対象とする基金積立要件の弾力化や、現在、2024年度（令和6年度）末（利子補給事業又は信用保証料補助事業に係るものは2027年度（令和9年度）末）までとされている基金取崩し期間の延長を図るべきである。

また、感染拡大防止には検査体制の充実・強化が重要であるため、感染拡大傾向時の一般検査事業などのPCR等検査の無料化や高齢者施設等を対象としたPCR集中検査等に要する費用については、国が必要な財源を措置すべきである。

加えて、各都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき各地域で独自に取り組む営業時間短縮要請において、第三者認証を受けた飲食店は協力要請推進枠による協力金の対象外となっているため、認証店に対する支援措置などに十分配慮すべきである。さらに、即時対応特定経費交付金に係る地方負担分に加え、要請に従っていないことが判明した場合の回収不可能となった協力金や将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用については、国の責任において財政措置を講じるべきである。

## 2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の更なる充実及び弾力的運用等

緊急包括支援交付金については、感染症対策の最前線にある診療・検査医療機関、入院受入医療機関及び宿泊療養施設の運営等を支えており、引き続き医療のひっ迫が生じるような急激な感染拡大を防ぐための医療提供体制強化等に向けた取組が求められていることから、病床確保や臨時医療施設の設置をはじめとした対策に必要な財政措置を確実に講じ、更なる増額を図るとともに、都道府県が医療機関に交付する協力金、院内感染時の更なる経営支援、後遺症に係る医療提供体制の整備、保健所機能の強化のための業務委託、待機解除に係る検査費用、臨時医療施設として位置づけた入院待機施設の運営に要する経費について財政措置を講じるほか、後方支援病床の確実な確保のための新型コロナ患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度や重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設、高齢者施設を含めた医療体制の更なる強化など、対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うべきである。

また、一般医療の制限に伴い生じる経営上の損失の補償や、新型コロナ患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うべきである。

併せて、新型コロナ患者を受け入れた医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現す

べきである。

### **3 補正予算等による大胆かつ機動的な経済対策の実施**

原油価格・物価高騰等による影響の長期化を見据え、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとした上で、「新しい資本主義」を実現するため、経済情勢等も踏まえ、補正予算等による大胆かつ強力な経済対策を講じるなど、的確に対応すべきである。

## **II 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実**

我が国の景気は、新型コロナの影響に加え、燃料価格・物価の高騰により、依然として厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、引き続き、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

さらに、「団塊の世代」の後期高齢者への到達や、「全世代型社会保障改革」に向けた更なる取組の推進により、今後、地方において社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、新型コロナに対応するとともに、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心なくらしの実現、活力ある地域社会の実現などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいている中、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組はもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

今後、地方が責任をもって、前述した地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、2023年度（令和5年度）の地方財政計画においても、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

## **III 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等**

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に

住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生や、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保・充実が必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。新経済・財政再生計画では、地方についても国の取組と基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないというえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組を強化しなければならない状況にある。地方は、国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増加分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいている中、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

## 1 地方一般財源総額の確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年（令和3年）6月18日閣議決定）において、2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までの3年間の予算編成に関し、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、「社会保障関係費については、基盤強化期間において、その実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する」こととされており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）においても、「令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する」こととされている。

2023年度（令和5年度）以降、新型コロナウイルスの長期化や燃料価格・物価高騰等の影響による経済の下振れ等に加え、高齢化の更なる進展等に伴う社会保障関係費の一層の増加が懸念される中で、新経済・財政再生計画や地方財政の状況を踏まえつつ、経済の力強い回復への基盤を築く必要がある。このため、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、特に増加する社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、感染症への対応、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心な暮らしの実現、活力ある地域社会の実現などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、2023年度（令和5年度）においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すべきである。

また、特に、新型コロナ対策、脱炭素社会の実現、防災・減災対策、地方創生及びデジタル化に係る事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

加えて、2020年（令和2年）12月策定の「全世代型社会保障改革の方針」では、「令和4年（2022年）には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である」とされ、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」の考え方は、今後とも社会保障改革の基本であるべきである」とされた。この考え方を踏まえた取組が、国と地方において求められる中であって、社会保障関係費について、地方においても同様に不可避免的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障に係る地方単独事業の経費、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要として地方財政計画に的確に反映すべきである。

## 2 地方財政計画における必要な歳出の計上

新経済・財政再生計画では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでとされているが、地方歳出は、地方財政計画が全体として抑制基調にある中で、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策などに係る歳出の増を、地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきである。

地方財政計画においては、これまで、2018年度（平成30年度）にリーマン・ショック後の緊急対策として計上されてきた歳出特別枠の廃止に伴い、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充及び事業費の増額や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出が確保されたほか、2020年度（令和2年度）には、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用した「地域社会再生事業費」が創設され、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出が確保されている。さらに、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）には、地方のデジタル改革の実現に必要な経費として、「地域デジタル社会推進費」2,000億円が確保されている。これらの歳出を含め、引き続き、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するため、地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すべきである。

一般行政経費（単独）等の枠計上経費については、内訳や積算が明らかではないことから、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性

について検証すべきとの議論がある。また、新経済・財政再生計画では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」とこととされている。

近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせ行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保・充実すべきである。

また、2023年度（令和5年度）から実施される地方公務員の段階的な定年引上げにより、退職手当の支給が大幅に減少する年度が生じるが、新たに導入される役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）等に伴い、定年と同じ扱いとして退職手当を支給する退職者が、毎年度一定程度見込まれる。このため、地方財政計画における給与関係経費の計上に当たっては、退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

### **3 地方交付税の総額確保・充実等**

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえ、条件不利地域等、地方の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

### **4 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保**

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

## 5 社会保障に係る地方財源の確保

2019年（令和元年）10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられた。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、国民健康保険制度については、2018年度（平成30年度）から都道府県が財政運営の責任主体となったが、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

## 6 国土強靱化の強化、物流・人流ネットワークの早期整備・活用及び公共施設等の適正管理

近年、大規模な災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靱化に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増加する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

こうした中、国においては、2020年（令和2年）12月、事業規模おおむね15兆円程度とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、国・地方をあげて流域治水対策や地震・津波対策、インフラ老朽化対策など、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところである。

また、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の事業期間の5年間延長と対象事業等の大幅な拡充や、防災重点農業用ため池を対象施設に追加するなどの「緊急浚渫推進事業債」の拡充といった地方財政措置が講じられている。

これらの防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するため、5か年加速化対策期間中の各年度予算を十分に確保するとともに、完了後においても、中長期的見通しのもと、引き続き、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すべきである。

特に、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、耐震対策の重要性と緊急性を広く国民に対し、国により積極的かつ継続的に啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

また、ポストコロナを念頭に地方創生を加速前進させていくため、**物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、分散型の国づくり**を戦略的に進めるとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」については、全国知事会調査によれば、都道府県において、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれ、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化する予定である。2022年度（令和4年度）に追加された「脱炭素化事業」については、**既存施設の改修のみが対象とされているが、築年数が古く改修に適さない公共施設についても脱炭素化を効果的に導入し、公共施設の脱炭素化をより一層推進できるよう、新設・建替・改修問わず対象とするなど、地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用・拡充を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すべきである。**

## 7 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和3～7年度）の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

## 8 補助金の見直し

補助金については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど、対象や工程について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきである。

## **IV デジタル田園都市国家構想の推進等**

### **1 デジタル田園都市国家構想の推進等のための財源確保**

新型コロナによる影響の長期化は、**地域社会及び地域経済のあり方にも様々な影響をもたらしており**、感染症が地方に与える中長期にわたる変化を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性を検討していく必要がある。人口や大企業などが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが重要であり、都市と地方の自立・連携・共生、さらには、国土強靱化の推進を図る観点から、「新次元の分散型国

土」の創出に向け、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。

こうした中、幅広い地方創生の取組をさらに力強く推進していくためには、これまでの地方創生の取組の成果を最大限に活用しつつ、デジタルの力を取り込むことで、国や地方の取組を大きくバージョンアップさせ、限られた人材・財源などの政策資源の中で高度かつ効率的に地方の課題を解決し、魅力を向上することが必要である。地方には、高齢化や過疎化などの課題に直面する中、農業や観光をはじめ、デジタル技術を活用するニーズがある。このため、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた地域づくりに取り組むことで、地方を活性化する必要があり、国においても、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）が示されたところである。

未だ道半ばである地方の構造的な課題の解決には長期間にわたる取組が必要であり、そのための恒久財源を確保した上で、全ての地方が互いの個性を活かしながら連携して共に成長し、共生する社会を構築していけるよう、従来の地方創生の取組に加え、デジタルの力を活用した地方創生の深化・発展に向けた取組を息長く支援するとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施すべきである。

また、デジタル田園都市国家構想の推進にあたっては、同構想の実現に向けた国、地方の各種の取組が一層効果的に機能することとなるよう、広く国民全体の関心を高め、さまざまな主体が積極的に取組に参加してもらえよう国民的なムーブメントを創出すべきである。このため、国として、同構想の実現に向けた地域の取組を広く募集し、特に優れたものを表彰する「Digi田甲子園」なども活用しながら、同構想に係る国民の関心を喚起し国民への理解の浸透を図るべきである。

### （１）地方創生の取組に必要な経費の拡充・継続

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策である。今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」が策定された後も、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、2015年度（平成27年度）以降、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

### （２）地方のデジタル改革の実現に必要な経費の拡充・継続

2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）の地方財政計画に計上されている「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）については、地方において、今後、光フ

アイバの全国的な展開や5Gサービス等の情報通信基盤の整備が進展することを踏まえ、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、引き続き、地方財政計画において、地方のデジタル改革の実現に必要な経費を適切に計上すべきである。

### (3) 「デジタル田園都市国家構想交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

地方一般財源総額の確保・充実に加え、地方創生及びデジタル田園都市国家構想に係る取組を深化させるための交付金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要がある中で、地方の期待が極めて高い。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」及び「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想による地方の活性化に向けた支援を進めるため、使途拡大の検討や運用の更なる改善等を行うこととされた。地方が当該交付金を活用し、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分に踏まえ、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大など、その使途拡大や運用の更なる改善を図るべきである。

また、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するため、「移住・起業支援事業」により、子育て世帯の地方への移住や地方での起業の動きを後押しすべきである。

## 2 デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

### (1) デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

今後も、国民目線でデジタル社会の実現に向けた取組を進めることが重要であり、地方の意見を丁寧に聞きつつ、必要かつ十分な財源を確保すべきである。特に、国が主導して地方団体の情報システムの標準化・共通化を進めるからには、国が整備する「ガバメントクラウド」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すべきである。

また、地方団体の情報システムの運用経費等については、政府において、2026年度（令和8年度）までに地方負担の3割の削減を目指すこととされているが、今後、地方において、ガバメントクラウドの利用料やガバメントクラウドに接続するネットワークに係る運用経費等が新たに生じることから、こうした運営経費等については、必要な経費を精査の上、国において十分な費用を負担すべきである。その上で、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずるべきである。さらに、地方団体がデジタル化に取り組む上ではデジタル人材が不可欠であり、市町村における情報システムの標準化・共通化等を支援し、都道府県と市町村とが一体となって自治体DXを推進するため、都道府県における外部専門人材（CIO補佐官等）の任用等に対する財政措置を講じるなど、国はデジタル人材の確保及び育成のために

必要な財政措置を講じるべきである。

## (2) 地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政措置

2020年(令和2年)春から商用サービスが開始された第5世代移動通信システム(5G)は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティサービスなど様々な分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図るSociety5.0時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹通信インフラであり、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

国においては、引き続き、地方エリアへの早期の5Gサービスの拡大とともに、条件不利地域以外の地域と条件不利地域との整備の格差はもとより、都市と地方とのICTインフラ等の整備に格差が生じないように、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充(大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とする等)や地方負担分が生ずる場合の十分な地方財政措置を講ずるとともに、光ファイバのネットワークが災害時にも維持されるよう、国土強靱化の観点に立った多重化などの促進、地方団体が所有する光ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する支援制度の創設など、万全の対策を行うべきである。

また、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む地方団体に対する省庁横断的で総合的な支援体制を強化し、地方における具体的な利活用事業の実施をさらに積極的に支援すべきである。

## (3) デジタル技術を活用した新しい働き方の加速

感染症への対応として、特に都市部では公共交通機関利用による長時間通勤、混雑など「三密」のリスクを避ける観点からテレワークの導入が急速に進むとともに、感染予防のため「新しい生活様式」が求められており、世の中の考え方や働き方が大きく変わってきている。感染拡大が落ち着いた後も、その状況が「新しい常態(ニューノーマル)」になれば、例えば在宅勤務やワーケーションが普通のことになる社会の到来が予想される。

こうした中、「転職なき移住」とも言うべき画期的な働き方を実現し、地方におけるサテライトオフィスでの勤務などの「地方創生テレワーク」を一層推進していくことが重要であることから、国においては、ポータルサイトを活用した情報提供や相談対応、実践企業の裾野拡大を目指した自己宣言制度や表彰制度の実施等を含め、更なる全国的な施策の活用促進に積極的に取り組むとともに、都会と同じように仕事ができる環境を地方にも整備するため、企業版ふるさと納税等を活用したサテライトオフィスの整備等への支援を積極的に行うべきである。

## (4) マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保

障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるため、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。

地方税をはじめ税・社会保障・災害対策などの分野において、利用が進められているところであるが、引き続き、マイナンバーカードを個人認証の共通基盤とした安心安全な利用環境を確保するという原則に立って、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、マイナンバーカードの利用範囲の拡大や各種免許証及び障がい者手帳等との一体化など、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの速やかな構築を行うとともに、国・地方が連携しながら、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである。

### 3 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

今後、全ての都道府県が人口減少局面に突入することが見込まれる中で、**少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、こうした厳しい現状を改善することが重要である。**

こうした中、国においては、**こども家庭庁を創設し、チルドレン・ファーストの実現に向け、子ども関連政策の円滑かつ強力な推進や、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進を目指しているが、子どもに関する各種施策の多くは地方団体が担っていることから、子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援を拡充するとともに、地方への財政措置を拡充すべきである。**

特に、子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、**税の諸控除のあり方をはじめ、三世代同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。**その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

次世代育成支援については、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化、2022年（令和4年）4月からの保険適用を**踏まえた**不妊治療への支援の拡充、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の実施に**必要な**安定財源の確保など、引き続き子育て支援の充実を図るべきである。特に、待機児童の解消については、2020年（令和2年）12月に「新子育て安心プラン」が策定され、2024年度（令和6年度）までに約14万人分の保育の受け皿整備と児童手当の特例給付の見直し等により2025年度（令和7年度）分までの運営費が確保された。引き続き、国の責任において安定財源を確保した上で、待機児童の解消に向け、対策の充実・強化を図るべきである。

また、困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向け、児童相談所の機能強化に係る**財政措置の更なる充実を図るほか**、教育負担軽減等の更なる充実・強化、「地域

子供の未来応援交付金」の拡充と運用の弾力化など、全ての子どもへの安心と希望を実現するための対策の更なる充実・強化を図るべきである。

さらに、東京23区からの地方への本社機能の移転や地方拠点の拡充を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」については、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべきである。

#### **4 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等**

地域の活力の向上と持続的発展を図るため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の拡充・継続、東京23区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業を促進すべきである。

また、「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、財政需要に十分対応できる額を確保し、着実に継続すべきである。

（注：東京都は、東京23区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）

#### **5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用**

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされた。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきたが、依然として、一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。

そのため、2019年度（令和元年度）制度改正において、これまでの全ての地方団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、当該基準に適合して募集を適正に実施する地方団体として総務大臣が指定する地方団体をふるさと納税の対象とする「ふるさと納税指定制度」が創設され、2019年（令和元年）6月から施行された。また、2020年（令和2年）6月の最高裁判決を受けて、基準の一部見直しが行われたところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、制度改正の趣旨を踏まえつつ、地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知等も踏まえ

節度ある運用とすべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものである。このため、各地方団体においては、企業の理解を得るなど引き続き制度の活用を努めるとともに、国においては、今後とも、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、**簡明な内容での周知等を通じ、ルールの一層の明確化を進め、積極的な活用を促進すべきである。これらを通じて、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるべきである。**

## 6 魅力あふれる地域づくりのための財政措置

### (1) スポーツ・文化施策への財政措置

新型コロナの**影響により**、地方においては、スポーツ・文化芸術活動の中止・延期等を余儀なくされてきた。

国においても、スポーツ・文化芸術活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援、体験機会の創出に取り組むこととしているが、地方における取組や負担増に対して国費による支援を講ずるとともに、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設のより弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

### (2) 観光施策への財政措置

ワールドマスターズゲームズ関西、2025年大阪・関西万博、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）・**第5回アジアパラ競技大会**の開催等も見据え、将来的なインバウンド需要の復活をはじめとした観光の活性化にあたっては、**地域住民の理解や安心感の醸成に加え、外国人観光客にも配慮した環境づくりを行うなど、インバウンドの再開を円滑に進めるとともに、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。**

なお、2018年度（平成30年度）税制改正において、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、2019年（平成31年）1月から導入された国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

## 7 脱炭素施策への財政措置

コロナ禍からの回復を脱炭素（ゼロカーボン）社会へ転換する契機とし、国が自ら

宣言した「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を目指し、リーダーシップをとって気候変動対策に積極的に取り組むとともに、「2030年度に温室効果ガスを46%削減し、さらに50%の高みに挑戦する」とした宣言を実現できるよう、脱炭素社会の実現に取り組む地方団体を幅広くかつ継続的に支援する観点から、2022年度（令和4年度）に創設された「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、予算規模を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。併せて、当該交付金を含む国庫補助事業の地方負担分はもとより、地方団体がそれぞれの創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、地域の脱炭素化の取組が加速するよう十分な地方財政措置を講じるべきである。

## 8 国家戦略としての政府関係機関の地方移転等

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、国家戦略としての地方移転は緒についたばかりである。

新たな人の流れの創出にあたっては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」等に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すべきである。また、これらの取組の結果をふまえ、国において2023年度（令和5年度）中に地方創生上の効果、総括的な評価を行い、地方移転の取組が一過性のものとならないよう、継続的な財政措置など、国が責任をもって必要な対応を講じるべきである。

## V 税制抜本改革の推進等

### 1 自動車関係諸税の見直し

自動車税環境性能割については、2021年度（令和3年度）に税率の適用区分に係る燃費基準を2020年度基準から2030年度基準に切り替えた上で、クリーンディーゼル車をガソリン車と同等に扱う等の見直しが行われた。

この適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行うこととされ、現在の適用区分は2022年度（令和4年度）末までである。また、種別割のグリーン化特例（軽課・重課）の適用期限も同様となっている。さらに、令和4年度与党税制改正大綱で「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされている。

今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、**電動車の増加が見込まれることに伴って、現行制度を前提とすれば自動車税や軽油引取税等の燃料課税の減少にもつながること、併せてCASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなどを考慮すると、自動車関係諸税の見直しの必要性は高まっていると考えられる。見直しにあたっては、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、必要な方策を検討すべきである。**

## **2 国際競争条件や社会構造の変化等に応じた地方法人課税の見直し**

法人課税については、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、2018年度（平成30年度）までに法人実効税率を29.74%まで引き下げる一方で、大法人（資本金1億円超）に対する法人事業税の外形標準課税の拡大など課税ベースの拡大等により財源が確保された。

また、平成28年度与党税制改正大綱（以下「平成28年度大綱」という。）においては、「今後とも、国際競争条件や社会構造の変化に応じて、法人課税のあり方について、必要な見直しを行う」こととされており、**経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについて、OECD等を中心に議論が行われ、2021年（令和3年）7月に大枠合意、同年10月に最終合意に至っている。**

今後の法人課税のあり方を検討する際には、国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討していくことが求められている。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

### **（1）外形標準課税のあり方の検討**

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、2016年度（平成28

年度) 税制改正においては、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、大法人に導入されている外形標準課税を8分の5まで拡大するとともに、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。

令和4年度与党税制改正大綱では、「経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされている。今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うにあたっては、地域経済への影響に配慮するとともに、大企業の組織再編によりグループ内に資本金1億円以下の法人を複数設立したり、業績悪化等を理由に減資を行い資本金1億円以下とした等の事例が存在することから、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて検討すること。

### (2) 法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度大綱において大法人向けの外形標準課税の拡大も踏まえて検討を行うこととされ、2017年度(平成29年度)税制改正では、電気供給業に係る改正が行われた。

分割基準は前回の見直し2005年度(平成17年度)から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

### (3) 収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

そうした中、2022年度(令和4年度)税制改正では、ガス供給業における導管部門の法的分離対象となる法人等について、製造・小売事業に係る課税方式を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れることとされ、これ以外の法人の製造・小売事業に係る課税方式は、他の一般の事業と同様とすることとされた。また、令和4年度与党税制改正大綱では「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離が行われてもなお、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有している。現行の収入金額課税方式は地元自治体から多大な行政サービスを

受益している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持し、**地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。**

#### (4) 国際課税ルールの見直しに伴う対応

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、今後、国内法制化の際は、こうした点を踏まえた**上**で、制度を構築すべきである。

### 3 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、今後の個人所得課税の見直しにあたっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

なお、金融所得課税の見直しを行う場合には、以上のような個人住民税の役割を踏まえつつ、これまでも所得税と住民税が一体として総合課税とは異なる税率で分離課税されてきたことも踏まえて検討を行うべきである。

### 4 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。特に、2022年度(令和4年度)における**固定資産税の負担調整措置**に関し、**商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては当年度限りとする**とともに、**2023年度(令和5年度)は既定の負担調整措置を確実に実施すること**。また、新型コロナ対策などの経済対策や生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではない。**本年度に期限を迎える生産性革命の実現に向けた特例措置は、期限の到来をもって確実に終了すべきである。**

### 5 ゴルフ場利用税の堅持

平成29年度与党税制改正大綱以降「今後長期的に検討する」とされてきたゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、東京オリンピック競技大会出

場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持するとの結論となった。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

## 6 消費税・地方消費税に係る中小企業者への配慮

2023年（令和5年）10月から導入されることとなっている、インボイス制度については、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、**その理解を得つつ**、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うべきである。

## 7 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

2019年（平成31年）4月1日に地方税共同機構が設立され、同年10月から地方税共通納税システムの運用が開始されたが、納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX（**地方税ポータルシステム**）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和4年度税制改正大綱では、「**納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる**」こととされるとともに、eLTAXを通じた電子納税に係る対象税目や納付手段の拡大を図ることとしている。

また、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、2025年度（令和7年度）までに各市町村が標準仕様に準拠したシステムを利用することを目指している。

引き続き、電子化・標準化にあたってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても**十分な準備期間を確保し**、必要な支援や財政措置を適切に講ずるべきである。

さらに、新型コロナの**長期化も念頭に**、税務手続のデジタル化を推進するため、eLTAXの更なる活用などに関して、対応策を検討すべきである。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進にあたっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

## **VI 課税自主権の活用等**

### **1 課税自主権の積極的な活用**

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

### **2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討**

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

## **VII 国と地方の協議の場における意見の反映**

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。**2023年度（令和5年度）**の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。